

東松山市の法人税割の税率

資本金等の額 (※1)		1億円を超える法人及び 保険業法に規定する相互会社	左記以外の法人	
法人税割の課税標準となる法人税額 (※2)		—	400万円超	400万円以下
事業年度の開始日	平成26年9月30日以前	13.2%		
	平成26年10月1日から 平成29年3月31日まで	10.6%		
	平成29年4月1日から 令和元年9月30日まで	12.1%	9.7%	
	令和元年10月1日から	8.4%	6.0%	

(※1) ・「資本金等の額」は地方税法第292条第1項第4号の5に基づくもので、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合には、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となります。

- ・資本金等の額 > 資本金及び資本準備金の合算額 の場合 → 資本金等の額
- ・資本金等の額 < 資本金及び資本準備金の合算額 の場合 → 資本金及び資本準備金の合算額

(※2) ・2つ以上の市区町村に事務所等を有する法人の場合は、分割前の法人税割の課税標準となる法人税額で判定します。

・法人税割の税率の判定で、事業年度(算定期間)が1年に満たない場合は、上記表の「400万円」に代えて下記の計算により算出した額で判定します。

・400万円 × 課税標準の算定期間(1ヶ月に満たない端数は切り上げ) ÷ 12